

紙での保存は大丈夫？  
今回の改正内容を学ぼう！

# 改正電子帳簿保存法 ポイント解説セミナー



参加  
無料

令和4年1月1日の法改正により、帳簿書類を電子的に保存する際の手続き等について抜本的な見直しがされました。「うちは帳簿を紙で保存しているから関係ない」と思われる方も多いと思いますが、改正以後の電子取引に関して電子データで受け渡した領収書等は紙ではなく電子で保存することがすべての事業者に求められます。現在は2年間の猶予期間中ですが、2023年末までに対応を求められます。本セミナーでは、今回の改正でどんな対応をしなくてはいけないのかを分かりやすく解説します。

例えば ネットショッピングで購入した備品の領収書  
取引先からメールで送られてくる請求書  
など、電子データで受け取った帳簿類は…



- ✓日時 令和4年11月11日(金)  
13:30~15:00
- ✓場所 善通寺商工会議所 2階
- ✓講師 岩脇税理士(岡田公宏税理士  
事務所所属)
- ✓定員 15名(要予約)



## 《 セミナーの内容 》

- ◆電子帳簿保存法の概要
- ◆保存帳簿を電子化するメリットとデメリット
- ◆実務上のポイント
- ◆電子インボイスによる対応

感染症対策として、検温・消毒のほか、マスクの着用をお願いします。また、感染拡大の影響からやむを得ず中止となる可能性もございます。ご理解の程よろしく願いいたします。

11月7日(月)までに Fax もしくはインターネットにてお申込みください。

事業所名		TEL	-	-
事業所住所				
参加者氏名 (複数可能)				
セミナーで聞きたいことが あればご記入ください				

【お申込み・お問合せ】

善通寺商工会議所 善通寺市文京町 3-3-3

TEL:0877-62-1124 FAX:0877-62-8941

便利なインターネット  
受付はコチラ

